





- 3 藤原広嗣の乱との関係 乱の勃発(九月三日)前から準備が進行  
 行宮(願宮)の造営開始時期 天平十二年(七四〇)の夏ごろ  
 恭仁宮の造営 同年初めから? (統紀天平十五年十二月)  
 従駕者の詠んだ歌に緊迫感なし 逃避行ではない

A 十二月己丑、始めて平城の器仗を運びて、恭仁宮に収め置く。○辛卯、  
 初めて平城の大極殿  
 并せて歩廊を壊ちて恭仁宮に遷し造ること四年にして、茲にその功績かに  
 畢りぬ。用度の費さるること勝て計ふべからず。是に至りて更に紫香樂  
 宮を造る。仍て恭仁宮の造作を停む。

B 十二年庚辰の冬十月、大宰少貳藤原朝臣広嗣の謀反  
 して軍を發すに依りて、伊勢國に幸したまひし時に、  
 河口の行宮にして内舍人大伴宿祢家持の作りし歌一  
 首

1029 河口の野辺に廬りて夜の経れば妹が手本し思ほゆるかも

十二年庚辰冬十月、依ニ大宰少貳藤原朝臣広

嗣謀反発軍、幸ニ于伊勢國之時、河口行宮、

内舍人大伴宿祢家持作歌一首

河口之野辺に廬りて夜乃降者妹之手本師所し念鴨

天皇の御製の歌一首

1030 妹に恋ひ吾の松原見渡せば潮干の渦に鶴鳴き渡る

右の一首は、今案ふるに、吾の松原は三重郡に在りて河口の行宮を

相去ること遠し。若し疑ふらくは、朝明の行宮に御在たまひし時に

製りたまひし御歌、伝へしもの詠ちしものか。

4 行幸の目的

伊勢国への往還

「造伊勢国行宮司」の任命(十月十九日)

「関の東に往かむ」(同月二十六日詔)

帰路は特殊なコースを選ぶ 壬申の乱における天武天皇の進軍路

伊勢神宮への奉幣 河口頓宮(関宮)到着の翌日(十一月二日)

神宮へは九月十一日に奉幣済み 単なる戦勝祈願とは言えない

河口頓宮に十日間滞在 滞在期間が特記されている

遷都・造仏の方針を告げて神意を聞いた可能性

大神宮諸雑事記(卷一)による田中卓『神宮の創祀と発展』(神宮司庁教導部、一九五九年)の推定 月日の一致に注目

天皇は「祀る神」自身は参拝しない

十一月甲申の朔、伊賀郡安保頓宮に到りて宿る。大雨ふり漆泥みて、人馬疲煩れたり。○乙酉、伊勢国志志郡河口頓宮に到る。これを関宮と謂ふ。○丙戌、少納言從五位下大井王并せて中臣・忌部らを遣して、幣帛を大神宮に奉る。車駕、関宮に停り御しますこと十箇日。是の日、大將軍東人ら言さく、「進士无位阿倍朝臣黑麻呂、今月廿三日丙子を以て逆賊広嗣を肥前国松浦郡直禰長野村に捕獲べき」とまうす。詔して報へて曰はく、「今、十月廿九日の奏を覽て、逆賊広嗣を捕へ得たることを知りぬ。その罪顕露にして疑ふべきに在らじ。法に依りて処決し、然して後に奏聞すべし」とのたまふ。○丁亥、和邇野に遊獵したまふ。当国の今年の租を免したまふ。

D 少納言三人。(中略) 其少納言、在侍從員内。(職員令)

E 天平十四年辛巳、十一月三日、右大臣橘朝臣諸兄卿參入於伊勢大神宮、其故被天皇御願寺可被建立之由、依宣旨所被祈申也、而勅使參之後、以十一月十一日夜中令示現給、天皇之御前七玉女坐、即放金色光天宣、本朝和神國也、可奉、欽仰神明給也、而日輪者大日如來也、本地者廣舍那佛也、衆生者悟之、當歸依佛法也、御夢覺之後、御道心彌發給、件御願寺事於始念給、

(大神宮諸雑事記 卷一)

F 五月(天平十年)

○辛卯、右大臣正三位橘宿禰諸兄、神祇伯從四位下中臣朝臣名代、右少弁從五位下紀朝臣宇美、陰陽頭外從五位下高妻太を便して、神宝を賣ちて伊勢大神宮に奉らしむ。

5 審祥による金鍾寺での華嚴経講説の開始

二月、河内国智識寺の盧舎那仏を拝し、造立を思い立つ  
華嚴経所説の盧舎那仏造立を念頭に置く

田融要義集(平安初)・華嚴一乘開心論(天長六年、八二九)では春から開講  
東大寺華嚴別供縁起(『東大寺要録』巻五)では十月八日から(三年間)

堀池春峰「華嚴経講説より見た良弁と審祥」『南都仏教史の研究』上、

法蔵領、一九八〇年

6 赤坂頓宮での滞在 行幸の目的を達成した寛ぎ

褒賞の叙位(統紀十一月二十一日)

諸兄、真備、仲麻呂、奈良麻呂、塩焼王、智努王など主要人物を擁する移動  
陰陽の専門家、高妻太

元正太上天皇・光明皇后は参加せず

「在後」(十二月十五日参は單に「のちに」(釈大典『文語解』巻二)

万葉集一〇三〇番歌の枕詞「妹に恋ひ」

供奉していた佐伯常人・阿部虫麻呂 板櫃川の捷報と共に帰京か

久米邦武『奈良朝史』(早稲田大学出版部、一九〇七年)が参加に注目

○丁酉、進みて鈴鹿郡赤坂の頓

宮に至る。○甲辰、詔して、陪從せる文武の官并せて騎兵と子弟らとに  
爵を人ごとに一級を賜ふ。但し、騎兵の父は陪從せるに在らずと雖も爵二

級を賜ふ。從二位橘宿禰諸兄に正二位を授く。從四位上智努王・塩焼  
王に並に正四位下。從四位下石川王・長田王・守部王・道祖王・安宿王・

黄文王に並に從四位上。无位山背王には從四位下。從五位下矢釣王・大井  
王・荻田王に並に從五位上。從四位上大原真人高安に正四位下。正五位下

紀朝臣麻路・藤原朝臣仲麻呂に並に正五位上。從五位上下道朝臣真備・  
佐伯宿禰清麻呂・佐伯宿禰常人に並に正五位下。從五位下多治比真人家

主・阿倍朝臣若人・多治比真人牛養・大伴宿禰帖信備・百濟王全福・阿  
倍朝臣佐美麻呂・阿倍朝臣虫麻呂・藤原朝臣八束・橘宿禰奈良麻呂に並

に從五位上。正六位上多治比真人木人・藤原朝臣清河、外從五位下民忌寸  
大楨に並に從五位下。外從五位下菅生朝臣古麻呂・紀朝臣鹿人・宗形朝臣

赤麻呂・引田朝臣虫麻呂・物部依羅朝臣人會・高妻太・大藤忌寸広足・倭武助・村国連子由に並  
に外從五位上。正六位上当麻呂人広名・紀朝臣広名・笠朝臣義麻呂・小野

朝臣綱手・枚田忌寸安麻呂・秦前大魚・文忌寸黒麻呂・日根造大田・守部  
連年養・酒波人麻呂、外少初位上志師君族古麻呂に並に外從五位下。○乙

巳、五位已上に絶を賜ふこと各差有り。○丙午、赤坂より発ちて朝明郡  
に到る。

7 行幸の意義

奈良時代史上の画期

遷都、盧舎那仏造立を既定方針化 仏に仕える神としての自覚  
 帰路のルート 天武天皇の回顧 現人神としての自己確認

盧舎那仏への信仰による国家の安定を選択

天平七年、九年の疫病流行が天皇に与えた打撃の大きさ

細井浩志「疾病と神仏」(安田政彦編『自然災害と疾病』竹林舎、二〇一七年)

は、後者のみ天然痘とする

長屋王の子女の叙位・昇叙(天平九年十月)

寺崎保弘「都を震撼させた長屋王の怨霊」

(『歴史群像 最新古代史論』二〇〇九年)

志賀山寺への参詣 長屋王・武智麻呂ゆかりの寺

恭仁京・紫香樂宮は複都構想の産物と言えるか?

仁寿宮(九成宮)など、寺を併設した中国の離宮も比較の視野に入れるべきではないか?

東野治之「隋唐の離宮と古代日本」

(金子裕之編『古代庭園の思想』角川選書、二〇〇二年)

天平九	皇	言	◎皇后、法隆寺に経函四合を奉納◎夫人藤原氏二人無位より正三位へ◎四月、藤原房前薨◎七月、藤原麻呂・武智麻呂薨◎八月、藤原宇合薨◎十二月、皇太夫人宮子、皇后宮にて玄昉の看病を受ける◎この年、疫病大流行
一〇	皇	元	正月、阿倍内親王立太子、橘諸兄右大臣となる 五月、伊弉神宮に奉幣、神宝を献ず
一一	皇	元	◎二月、皇后不豫
一二	皇	巳	◎二月、天皇・皇后、河内国大泉郡知識寺盧舎那仏を拝す◎三月八日、皇后願経大玉積経日付◎五月一日、皇后発願一切経日付◎六月、国ごとに法華經十部を写し七重塔を建てさせる◎九月、藤原広嗣叛す◎十二月、恭仁京遷都
一三	皇	巳	◎正月、故不比等の封戸三千戸を国分寺施入◎三月、国分寺造立の詔(実は十年か)
一四	皇	巳	一〇月、埴焼王配流事件
一五	皇	巳	五月、皇太子五節舞◎諸兄左大臣となる◎墾田永代私有令発令◎同月一日、皇后発願一切経日付◎一〇月、盧舎那仏鑄造の詔◎十二月、紫香樂宮を造る
一六	皇	巳	閏正月、安積親王没(一七歳)◎二月、難波宮遷都◎一〇月三日、『業毅論』奥書日付◎紫香樂宮甲禊寺に大仏の骨柱を立てる
一七	皇	巳	正月、行基大僧正となる◎五月、平城遷都◎旧皇后宮を宮寺となす(法華寺)◎九月、天皇不豫◎十一月、玄昉を筑紫観世音寺に左遷
一八	皇	癸	六月、玄昉没◎一〇月、天皇・太上天皇・皇后、金鐘寺行幸

(林隆朗『光明皇后』五六年)

吉川弘文館